

令和3年度 第2回神栖市行政委員連絡協議会会議録

日 時 令和3年9月7日（火）

午後2時～午後3時25分

場 所 神栖市役所 3階 301会議室

■出席者

保立行政委員，鈴木行政委員，大竹行政委員，仁志行政委員，
吉川行政委員，岡野行政委員，古川行政委員，山岸行政委員（行政委員8名）
山口課長，小森課長補佐，関室長，古徳係長，柏葉主事（事務局5名）

■会議内容

1 開 会

2 会長挨拶

3 案 件

（1）地区への加入啓発活動について

地区への加入啓発活動について，以下の内容を事務局より説明いたしました。

- ・行政委員連絡協議会費繰越金を活用した地区加入促進啓発グッズの作成について，コンビニエコバッグが完成したと報告。10月の後期説明会で各地区に案内し，地区加入啓発に活用いただくものとなりました。

（2）地区活動に対するポイントの付与について

○地区活動に対するポイントの付与について，以下の内容を事務局より説明いたしました。

- ・10月から始まる地域ポイントカード事業について，令和4年度から更に制度を充実し，各地区で開催される地区活動にポイントを付与し，地区活動への参加意欲の醸成や，地区活動参加者へのメリットを創出とすることを目的とし，準備を進めている。このことについて，5/22開催の第1回行政委員連絡協議会において，各地域での協議を事務局から提案し，7月～8月にかけて区長会を開催していただいた。各区長会においてご報告をいただいた地区活動について，活動の内容，参加人数，頻等度について，事務局においてとりまとめた結果について説明し，ポイントを付与する地区活動の選定方針について，各委員からご意見をいただいた。

（波崎西部区長会については，新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止。書面により各地区の状況をご報告いただいた。）

（発表順）

【波崎東部区長会】開催日：8月17日（火）

- ・環境美化活動，公園美化，区民館清掃，地区内の草刈，資源物回収，この活動が圧倒的に多いので，この辺を，ポイント付与対象にしたらどうかなというふうに思います。

【矢田部区長会】開催日：7月20日（火）

- ・ベスト3とかではないのですが、やはりどの地区もすべて共通してるのは、市の一斉清掃。春は環境美化、秋はクリーンかみす。これと資源物の回収、これは全地区すべて共通しております。あとは個別ということで、その町内特有のお祭りやラジオ体操など、各地区、行事としてやっている。全ての活動をポイントの付与の対象にさせていただきたい。

【若松区長会】

- ・区長会を開催しようかと思っていたら、コロナの影響で、全体の会議は行っていない。各17地区でポイントを付与する活動を、それぞれの区の会議で、役員が提案するという手法をとりました。一つの区は、やはりコロナの影響で、区内の会議ができないところがありました。資源回収の方は資源物を持ってきた人にポイントを付与したらどうかということで、前回の行政委員連絡協議会の時に、昔の波崎町時代の話をしたんですけども、その当時、資源回収で、資源じゃなくてごみで出したら、一世帯一万円、年間お金が余計かかったという数字があって説明したと思うんですが、資源物回収は、持ってくる人が増えれば税金の出費が減ることになるので、ぜひ、当番の人だけでなく、持ってきた人に還元できる、ポイントもらえるんだから持てようというふうな、活動に繋がるようにしていただけたらいいなと思います。

【軽野区長会】開催日：7月15日（木）

- ・軽野区長会では、やはりほかの地区と同じように、清掃活動が圧倒的に多く、市が行なっている美化活動に加え、区民館、墓地等の清掃活動が皆さん結構参加しておりますので、そういった活動にポイントを付与していくのがいいのかなと思っています。その他、児童の見守り活動、立哨活動、そういった活動にもポイントを付与していくのがいいのかなと思います。

【平泉区長会】開催日：7月30日（火）

- ・平泉区長会ですけども、美化活動は各地区同じようにされてまして、これは非常にポイントを付与しやすいのではないかなと思います。地区の中でも神社があるところは神社の清掃とか、地区独特のものがあるので、活動されるのであれば、問題ないかなと思います。その他、見守り活動は、平泉の方では、毎日のようにやられてるところもありました。そこは、ポイントを差し上げてもいいんじゃないかなと思います。最後は、祭りとか、2分の1ほどの地区がやっていますけど、スタッフにポイントをあげるのがいいのかどうかというのが疑問のところは、今のところあります。参加する人とスタッフが、分けられるかどうかというのがあるので、その辺が区の中で議論の余地があると思います。

【大野原区長会】開催日：7月7日（水）

- ・共通して行なっている活動は、公園美化。それとお祭りがあります。そのほか、大野原地区、新港地区で、資源回収をやっているのですが、資源物が見事なほど集まっています、そういう意見でも、資源回収をどんどん広げようという話が出ています。

【知手区長会】開催日：7月27日（火）

- ・私の方は区長会議で出たいろいろな活動に関して、できるだけ付与できるよう導入してもらいたいと、このように思っています。

【質疑・意見】

委 員：波崎東部区長会の明神前地区なんですが、美化活動の中の資源物回収についてですけれども、資源物回収の立ち会いをして、回収物を整理する人にポイントをつけるのか、それとも資源物を持ってきた人につけるのかということなんですけど。現在明神前区では、昨年8月から、資源物回収のリサイクルポイント制というものを取り入れてまして、1回につきハンコを一つ押して、ハンコが6つ貯まりますと、ティッシュボックス5つに交換するという制度をやっております。各町内に、資源物の日に集積所を指定しまして、リヤカー、軽トラ、バイクで、資源を回収しているというのがございまして、持ってきた人にはもうすでに、還元をしていますので、どちらかといえば、資源物回収の整理に参加された方にポイントをあげたいなと、そういうふうに思います。

○各地域の発表の結果を受けて、以下の内容を事務局より説明いたしました。

- ・各区長会で出された懸案事項や課題等、ご意見に対する回答について、抜粋した4点の説明をしました。

①地区活動に参加するのは区役員が多く、役員しかポイントがもらえないのではないかと事務局としては実際に地区活動に参加し、ご尽力いただいている方等へポイントを配布させていただきたいと考えている。

②地区の祭り等、実行委員として班長が夫婦で参加するなど、世帯で複数人参加の場合の取り扱いをどうするか

→スタッフとして参加の場合は作業する人の人数分ポイントを付与する。子どもなどは含めない。

③加入帯情報をポイントカード作成に2次利用することについて、各個人の承諾を得なくて大丈夫なのか

→「神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例」20条及び21条より、個人情報とは本人から収集又は同意を得ることが原則だが、事業の円滑な実施が困難な場合はこの限りでない。また、目的の範囲を超えた内部利用をしてはならないが、正当な行政執行のために必要があり、明らかに本人の利益になるときは、届け出により2次利用できる。

④コロナ禍において各家庭への訪問を良しとしない班長もいる。班長を通して、各世帯に配布ではなく、郵送で配布の方が安全ではないか。

→カードについては封筒に封入し、パンフレットや留意事項を同封する。ポスティング等、対面しない方法での配布をお願いしたい。

会 長：付与活動の選定方針について、事務局から提案があればお願いします。

○付与活動の選定方針について、事務局からの提案について説明しました。

①市内ほぼ全域で行なわれている活動（環境美化は参加者の把握が難しいので除く）

→78地区で行なわれている地区内清掃（公園、区民館、その他神社など）

②特定の地区で行なわれている活動

→コミュニティの醸成につながる区民交流活動（地区祭り）や資源物回収など

③地域の安全安心に繋がる活動

→児童や高齢者の見守り活動や防犯パトロールなど

- ・上記3点の活動を付与対象としてはいかがか、また、資源物回収を対象とした場合、分別・収集の際に立ち会いをする方にポイントを付与するのか、実際に資源物をお持ちいただいた方にポイントを付与するのがいいのか、事務局から提案した方針について、各委員からご意見をいただいた。

【質疑・意見】

委員：この資料の付与対象事業ですと、土合中央区は、実際にポイント付与の対象になる活動としては、資源物回収しかない。資源物回収も参加者全員でなく、立ち会い人、例えば役員さんとか班長さんの場合は、対象が少ないと思う。一回当たり土合中央区ですと7人ですから、7人かける12回で90人位。しかも、ほとんど同じ役員。そうすると、町内会に加入されてる方への付与という形ではやはり何か薄いという感じがする。この辺を、全体的に各地区にある程度ポイントが付与できるような形で考えていただきたい。各地区で、対象にならないところが出てくるかもわからない。加入世帯の促進と町内会の脱退防止のために付与ということなので、ある程度の地区にポイントが付与していただかないと、何のためのポイントカードなのか、わからなくなりますので、その辺を要望します。ただ、立ち会い人なのか、それとも持ってきた人全員に付与するってということなのか、あったと思うんですけど、資源物回収も、ちょっと問題があって、一日だけではない。土曜日の午後から回収して、翌日も回収している。要するに2日間。日曜日しか立ち会ってない。土曜日の午後は、各自持ってきて、自分で分別している。役員だけだったらあまりポイントが付与されないが、付与対象を参加者にすると人数が多くなって、区長や役員に負担がかかる。その辺も総合的にみていただいて、対象の方法を検討していただきたいと思います。

事務局：資源回収についてですが、分別回収される立ち会いの方を付与対象とした方がいいですか。それでは少ないので、資源をお持ちいただいた、持参者の方すべてを対象とした方がいいですか。

委員：矢田部区長会としては、全地区が資源物回収を活動されてますので、立会人だと対象者が少なく、特定の人なので、私の考え方としては区長に負担がかかりますが、参加者にあげた方が、一番平等じゃないかと思います。参加者に差し上げて、ポイントがつかますよと、そうすると、町内会入ってみようとか、脱退するのやめようとか、そういう形になっていけばいいかなと思っています。

委員：資源物回収について、私の方から、矢田部の区長会長さんと全く逆のことになるんですけど。明神前区でやっている、リサイクルポイントカードを発行して、ティッシュボックスに交換するという作業は、実際大変です。相当、役員さんに負

担がかりまして、なかなか資源ごみを出された方、もれなくポイントを付与するっていうのは大変かなと思います。

委員：資源回収は資源を集めることが目的でございまして、資源を持ってくる人にポイントをあげたいと思います。コロナでどれだけ事業が実施されてるのかと考えてみると、公園美化や美化活動、9月のクリーンかみすのごみ拾いも中止になっております。実態として、かなり減っているんじゃないかと思います。祭りも、ほとんどないと思います。今後、宗教絡みの祭りは、細々続くかもしれませんが、本当の地域の祭りっていうのは、これはもう10年ぐらいできないような、様相になってきていると思う。この会議で集まった資料を見てますと、過去のものだけで、現実に合っていない集計をしてるような気がする。本当に区民に還元するのなら、今のところ資源持って来た人とか、その程度しかないかと思います。もう一つ言うと、前回も私申し上げましたけども、区民が減ってるんですよ。減っているということは、何でやめるのかといたら、そういう掃除があるからやりたくないというのが必ず出てくる。掃除したらポイントを上げるっていう、判断が本当に正しいのかなって。清掃は清掃のプロを、市の公園なら市の方で清掃してもらうというふうなところに流れていって、区民を減らさないで、どうやって増やそうかなっていうことを考えられる活動の話し合いをしたいなと思います。

委員：環境美化というのは、市の廃棄物対策課が主催で5月と9月、それ以外の、資源物回収は、各地区の独自の取り組みをされてる。僕は5月と9月については、持ってこられた方全員対象として、ポイントを付与させるべきだと思う。なぜかと言いますと、5月と9月、不燃物・可燃物の袋が市からもらえる。今年の5月にやりましたが、200数十枚配ったんです。袋にごみが入って集まったのは、4,50軒分なんです。それ以外、150枚以上は集まらない。だからそこにはやっぱりポイントをつけたい。家族で一家総出で持ってきてくれる家庭もあれば、1人だけで持ってこられた人もいますけど、やっぱり、皆様もってこられた人に、ポイントを付けるようにして欲しい。あと区独自のやつは、これまた別途考えた方がいいと思うんですけど。だからこの環境美化、ここは市全体でやるので、皆さん持ってこられる方にポイントをつけるべきだと思います。

事務局：5月と9月の環境美化の日とクリーンかみすの日、廃棄物対策課から各区長にご依頼し、必要枚数のごみ袋を配布して、回収するというものになります。また、霞ヶ浦清掃、これは対象地区のみが実施しているもので、常陸利根川沿線沿いの区、これは担当課が環境課になりますが、実施に対して補助が出ているということです。今回の資料の付与対象方針、市内全域で行われている地区内清掃には、霞ヶ浦清掃と環境美化を除いています。公園、区民館、それから道路側溝であったりとか、地元の神社など、皆さんがお住まいの地域で、皆さんがご利用されているところの美化活動というくくりで、78地区になります。行政委員連絡協議会で議論していただきたいのは、地区活動に対してのポイント付与。市主催の事業については、市の担当課がそれぞれ、ポイント付与事業の検討をさせていただきます。それと分けて、今回、地区活動へのポイント付与で考えていきたいのが、区主催の、地区内の清掃。こういったものであれば、大体市内85の地区の中でですね、ほとんどの区が何かしらの形で、清掃を実施されているということでのご

提案でございます。環境美化については、配布したごみの枚数に対して、実績報告で回収されたごみの数と、イコールではないということでしたので、この辺は廃棄物対策課の方にお伝えさせていただいて、この環境美化、クリーンかみすについてのポイント付与のあり方、実際にごみ拾いを協力していただいた方にポイント付与できるような形というのを、ご相談していきたいなというふうに考えています。

委 員：子どもの見守り、高齢者の見守り活動というのは、やってる地域はどんなふう
にやっているのですか。

委 員：例えば、子供たちの見守り活動、立哨活動みたいなのは、区長さんOBとかがやってらっしゃる。地区にシニアクラブが全部あるかどうか、わからないんですけど、シニアクラブの皆さんが、定期的な訪問だとか、そういったことをやってるのかなど。区役員で集まった時に、災害時の要援護者名簿をいただいたので、そういうものが出来たらいいよなっていう意見もありました。おそらく活動としては、シニアクラブの皆さんを通じて、そういうものをやってもらうと。全員を見守るというのはなかなか難しいのかもしれませんが。

事 務 局：高齢者の見守りであるとか、児童見守りについては、実施されてる区長さんの方から聞き取りをさせていただいて、詳細がまとまったらまた次回の決定の時にご提案させていただきたいと思います。

(3) 令和3年度後期説明会について

10月12日開催の区長後期説明会について、会議の内容について事務局より説明いたしました。

- ・地区活動支援制度（来年度の活用希望調査）について
- ・地域ポイントカード事業について
- ・各課等からの協力依頼について

【質疑・意見】

委 員：コロナの感染症が拡大して、非常事態というような状況になってます。9月12日までの緊急事態が延長されるというふうに今朝の新聞にも書いてありました。こんな状況なので、どうにか文書会議で、85人集まるのが危険なように思うんですけど。市の皆さんどようにお考えでしょうか。

事 務 局：ご意見ありがとうございます。確かに緊急事態宣言中、各事業いろいろ縮小や廃止の方向です。後期説明会も、会場を当初別のところを考えておりました。会場が狭いところで、密になるということで、何か別の手だてであるかと検討したのですが、やはり区長さん方に直接説明しなくてはならない案件がございますので、他の広い会場をというふうに考えまして、そこで、文化センターの大ホールであれば、かなり広く使えるということで、区長さん85名、事務局合わせ100人程度の出席ですが、文化センターは1000人近くの規模の会場です。相当スペースの余裕がございますので、検討させていただいた結果、文化センターでやらせていただきたいということで、本日ご説明をさせていただいたところです。

(4) その他

・コミュニティ助成事業について

事務局から「一般コミュニティ助成」の助成事業の募集について説明いたしました。

【質疑・意見】

委員：物を、備品を入れる倉庫があるんですけど、その倉庫の更新ていうのはだめですよ。そこに、資源物回収する時の網をセットするカゴとか、いろんな道具とか置いて、例えばラジオ体操する、ウォーキングするとかそういう道具みたいなのも入れてあるんですけども。

事務局：数年前に、山車蔵を申請して駄目だった区があります。建屋は厳しいです。備品管理台帳で管理できる、使っていただけるものが対象です。

【その他の質疑・意見】

委員：質問ではないんですけども、要望ということで、10月12日の後期説明会のなかの、地域ポイントカード事業について、この時に口頭じゃなくて、絵がはいったものを全員に配って説明してしてもらおうと、助かるなと思うんですけども。区民に聞かれるときがあっても、説明できないんですよ。一応、提案として。

事務局：事業担当課、政策企画課でチラシを作成してます。そこにはポイントカード事業全体の話が載ったリーフレットを作っていますので、後期説明会の時には、こちらをお示しさせていただきたいというふうに考えております。

委員：地域ポイントカードのポイントですけども、ポイントカードで、例えば何年かすると期限が切れるっていうのがありますよね。例えば10年で終わりとか、ポイントはずっとそのままっていうような形のものなのか、地区活動に関するポイントの取り扱いっていうのはどんな形になりますか

事務局：ポイントの有効期限についてなんですが、市から付与させていただくココくんポイントについては、ポイント付与年度の翌年度末です。今年は事業開始の年度なので、今年度、一番最初に付与させていただく500ポイント、各加入世帯に付与させていただくものについては、令和5年度末と有効期限が設けられています。ココくんポイントが200ポイント貯まると、自動的にかみすポイント、実際にお買い物で使えるポイントに切り替わるんですが、かみすポイントに切り替わった時点で、かみすポイントの有効期限に移行します。かみすポイントの有効期限は3年後の年度末、5月がポイント事業の年度末になるので、令和7年の5月末まで有効期限があります。

委員：ポイントが流れた部分のお金は、市に戻ってくるのですか。戻ってこなければ、私の、直感の予想ではポイントの消化率が5割程度かなと思うんですね。結構家の引き出しの中に寝ちゃうような気がして、ポイントも最初のうちは使うけどそのうち使わなくなってっていう形になったら、1万4千世帯、神栖市であるので、その5割というと、500円ですから350万ですよ。およそ。年間350万、商工会にお金を渡して、おかしいんじゃないって言うてくる市民が出てくると思うんですよ。そのようなことは、どうなんですか。ポイントが流れる時に流れたポイント分を、商工会から神栖市にお金が戻るという仕組みを作ったらいかが

でしょうか。

事務局：まず市のポイント、ココくんポイントが、かみすポイントに切り替わった時点で清算対象になりますので、ココくんポイントの有効期限が切れた場合は、特にお金というのが発生しない状態です。かみすポイントの未利用ポイントについて、ポイントが使われないまま有効期限が来てしまったものというのは、未利用ポイントとなりますので、そちらについては、事務局である神栖市商工会で、カードを持ってる方に還元をするイベントですとか、そういったものに活用する原資として活用されるということを聞いております。

委員：今の説明で、ココくんポイントは、翌年度末で期限を迎える。すなわち、500円が2回入って1000円になると、200円単位で5回になるんだから、ココくんポイントはほっとけば全部かみすポイントになるってことですよね。かみすポイントになって、もう1年あとの5月に、その50%という私の見積もりですが、50%のお金が商工会にいっちゃうってことですよね。そういうことになりますので、何かそこが問題が起きないかなっていうふうに、何か対策が必要なんじゃないかと思うんですけど。

4 その他

＜今後のスケジュールについて＞

第3回協議会開催は、1月下旬か2月上旬を予定しております。詳細につきましては、日程調整のうえ、後日通知します。

＜協議会の公開について＞

会議の結果はホームページで公開することとなり、会議録の概要を掲載します。

5 閉会

— 午後3時25分終了 —